

青森県報

第二千三百三十四号

平成十六年
六月二日
(水曜日)

目次

告 示

一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(環境政策課) ……一
 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(同) ……二
 洪水予報を行う河川の指定……………(河川砂防課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課) ……三
 右 同……………(同) ……三
 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の公表……………(障害福祉課) ……三
 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……四

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地方農林水産事務所) ……四
 土地改良区の役員の退任……………(西地方農林水産事務所) ……五

告 示

青森県告示第四百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第九條第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項に

おいて準用する同法第八条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社

2 住所

青森市大字戸門字山部二八番八

3 代表者の氏名

代表取締役 安東 国善

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

青森市大字戸門字山部二八番八、三一番五

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿汚泥、焼却灰、飛灰

五 申請年月日

平成十六年四月一日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター 青森環境管理事務所

青森市環境部環境政策課

青森市環境部環境政策課

2 期間

平成十六年六月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の

保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月十六日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社

2 住所

青森市大字戸門字山部二八番八

3 代表者の氏名

代表取締役 安東国善

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

青森市大字戸門字山部二八番八、三一番五

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の

焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（これらのうち、自動車等破砕物及び感染性産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

平成十六年二月三日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター青森環境管理事務所

青森市環境部環境政策課

2 期間

平成十六年六月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年七月十六日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の二第一項の規定による洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

| 名 称 | 区 間 | |
|------|---|---|
| | 上 流 端 | 下 流 端 |
| 平川上流 | 左岸 南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木五六番地八地内 福島橋下流端 右岸 南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田六八番地二地先福島橋下流端 | 左岸 弘前市大字撫牛子字橋本六三五番地先JR平川第一橋梁上流端 右岸 南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳二番地六地先JR平川第一橋梁上流端 |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもネットワーク・すてっぷ

三 代表者の氏名

辻 悦子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字元町五三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、子どもの社会参画の拡充や子どもをとりまく環境を充実させる事業を行い、子どもも大人も豊かに育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ

三 代表者の氏名

高橋 等

四 主たる事務所の所在地

三沢市

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村の知的障害者、身体障害者や高齢者に対し、地域生活をするために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|------------------|------------------|---------|-----------|
| 適合証交付に係る公共的施設の名称 | 所在地 | 種類 | 交付年月日 |
| イオン下田ショッピングセンター | 上北郡下田町字犬毛谷地一四の一外 | 物品販売業店舗 | 平成一六・五・二六 |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成十六年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、榎林土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月二日

上北地方農林水産事務所長 岩 淵 肇

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|--------|--------|---------------------|-------------|
| 理事 | 枋木政則 | 上北郡天間林村大字榎林字家ノ前一二の八 | 平成一六・五・二三就任 |
| 監事 | 花松正隆 | 大字花松字林ノ根二二 | |
| | 高田達哉 | 大字榎林字鉢森平一五 | |
| | 中村助定 | 字家ノ前六六 | |
| | 附田正芳 | 字貝塚家ノ前 | |
| | 榎林文昭 | 字竿打川原三 | |
| | 富田眞情 | 大字野崎字崎四一の二 | |
| | 宮澤政美 | 大字二ツ森字家ノ表一 | |
| | 荒木田幸之丞 | 大字榎林字家ノ前一〇 | |
| | 中嶋博隆 | 大字花松字林ノ根二八 | |
| 理事 | 附田茂 | 大字榎林字家ノ後六 | |
| | 高田克雄 | 大字附田字塚長根二〇 | |
| | 花松正隆 | 大字花松字林ノ根二二 | |
| | 高田達哉 | 大字榎林字鉢森平一五 | |
| | 中村助定 | 字家ノ前六六 | |
| | 長久保勲 | 字貝塚家ノ前 | |
| | 高田清美 | 字鉢森平一五 | |
| | 富田眞情 | 大字野崎字崎四一の二 | |
| | 宮澤政美 | 大字二ツ森字家ノ表一 | |
| | 荒木田幸之丞 | 大字榎林字家ノ前一〇 | |
| | 中嶋博隆 | 大字花松字林ノ根二八 | |

| |
|------------------------|
| ” ” |
| 高田克雄 榎本文昭 |
| 四 ” ” |
| ” ” |
| ” ” 大字榎林家ノ後六 字竿打川原三 |
| ” ” |

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月二日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

| 理事 | 役員 別の 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|-------|-----------------|--------------------|-----------|
| 小山内平内 | | 西津軽郡森田村大字床舞字真鶴三七の二 | 平成一六・四・三〇 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭